

工事費及びその他費用の徴収並びに収納事務の委託に関する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

#### 京都市上下水道局管理規程第24号

工事費及びその他費用の徴収並びに収納事務の委託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法第33条の2及び同法施行令第26条の4第1項の規定により、次に掲げる公金（以下「工事費等」という。）の徴収及び収納に係る事務（以下「徴収事務等」という。）を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 京都市水道事業条例第7条第1項に規定する給水装置工事の費用
- (2) 京都市水道事業条例第24条の2第1項に規定する加入金
- (3) 京都市水道事業条例第24条の3第1項に規定する負担金
- (4) 京都市水道事業条例第24条の4に規定する手数料
- (5) 京都市公共下水道事業条例第6条第1項に規定する排水設備工事の費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、徴収事務等に係る公金

(委託の範囲)

第2条 委託の対象とすることができる徴収事務等は次のとおりとする。

- (1) 工事費等の徴収及び受領
- (2) 前号により受領した工事費等の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 納入通知書の配布
- (4) 前各号の事務に付帯する事務

2 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、必要に応じ、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができるものとする。

(委託の相手方)

第3条 徴収事務等の委託を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 徴収事務等に関する情報を電子計算機により適正に管理し、当該情報を記録している電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を遅滞なく提供することができること。

- (2) 個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。)の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

2 管理者は、必要と認めるときは、前項の者にあらかじめ担保を提供させることができる。

(委託の期間)

第4条 委託の期間は1年とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(委託契約)

第5条 管理者は、徴収事務等を委託しようとするときは、委託を受ける者(以下「受託者」という。)との間に委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- (1) 委託事務の範囲
- (2) 徴収及び収納手続
- (3) 工事費等の払込方法
- (4) 委託料
- (5) 事故の場合の措置及び責任
- (6) 管理者の委託事務検査の権限
- (7) 規程及び管理者の指示の遵守義務
- (8) 委託の期間
- (9) 契約解除に関する事項
- (10) その他業務上必要と認める事項

(受託者の義務)

第6条 受託者は、この規程及び前条第2項に規定する契約書に従い、委託を受けた徴収事務等を当該契約書に定める期間内に完了しなければならない。

2 受託者は、徴収事務等の遂行中に生じた事故について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める場合を除き、一切の責任を負わなければならない。

3 受託者は、前項の事故その他異常な事態が生じた場合には、直ちに管理者に報告しなければならない。

(工事費等の払込方法)

第7条 受託者は、工事費等を徴収及び受領した場合は、その内容を示した計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて京都市上下水道局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(徴収事務等従事者)

第8条 受託者は、徴収事務等に従事させる者（以下「徴収事務等従事者」という。）の名簿を管理者に提出しなければならない。

2 受託者は、徴収事務等従事者を変更しようとするときは、事前に管理者に届け出なければならない。

(身分証明書)

第9条 管理者は、受託者に対し、徴収事務等従事者が従事する徴収事務等の名称を記載した受託者証（別記様式）を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた受託者は、徴収事務等従事者に当該受託者証を携帯させ、関係者から提示を求められたときには、速やかにこれを提示させなければならない。

3 受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに受託者証を管理者に返納しなければならない。

(1) 第5条第1項に規定する契約が終了したとき。

(2) 徴収事務等従事者を変更したとき。

(3) 受託者証の有効期間が満了したとき。

(委託料)

第10条 管理者は、受託者に委託料を支払うものとし、その額は徴収事務等の範囲その他の事情を勘案して別に定める。

(事務の検査)

第11条 管理者は、必要と認めるときは、受託者の徴収事務等に関し、帳票その他の書類を検査させることができる。

(委託の告示)

第12条 管理者は、徴収事務等を委託したときは、京都市条例の公布等に関する条例に定める手続により告示する。

2 前項の告示には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 受託者名
  - (2) 委託事務の範囲
  - (3) 委託期間又は委託開始年月日
- (協定及び指示)

第13条 管理者は、法令及びこの規程に規定する契約の範囲内で、受託者と業務上の細目について協定し、又は受託者に必要な指示を与えることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（縦4.7センチメートル、横8センチメートル）

（表）

No. ....	
給水装置関連業務委託受託者証	
	受託業者名 .....
	従事者氏名 .....
	有効期間 .....
京都市公営企業管理者上下水道局長 印	

（裏）

- 1 この証票は、給水装置関連業務委託に係る業務を行うとき、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係者の請求があった場合は、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証票は、有効期間が満了し、又は1の業務に従事することがなくなったときは直ちに返納しなければならない。

（上下水道局水道部水道管路課）